



請求人 ■■■ ■■■ 様

鎌ヶ谷市監査委員 徳田 朗
同 勝又 勝

鎌ヶ谷市職員措置請求の結果について（通知）

令和5年2月13日付け（受付第330号）鎌ヶ谷市職員措置請求（以下「本件請求」という。）については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下、「法」という。）第242条第2項の要件を欠いて不適法であり、これを却下することとしたので、その旨を通知します。

第1 請求の内容

（請求人から提出された鎌ヶ谷市職員措置請求書に^{えん}衍字や脱字が認められたが、原文のまま掲載している。また、別紙の内容は以下のとおりである。）

- 別紙1：鎌ヶ谷市水害ハザードマップ作成調査業務委託の執行決定兼支出負担行為決議書、業務委託契約書
- 別紙2：鎌ヶ谷市水害ハザードマップ作成調査業務委託の仕様書
- 別紙3：水害ハザードマップ作成の手引き概要
- 別紙4：鎌ヶ谷市水害ハザードマップについて
（令和4年6月27日付け 市長への手紙 質問）
- 別紙5：（令和4年7月11日付け）市長への手紙（別紙4）への回答
- 別紙6：鎌ヶ谷市水害ハザードマップについて
（令和4年10月21日付け 市長への手紙 質問）
- 別紙7：（令和4年11月10日付け）市長への手紙（別紙6）への回答
- 別紙8：鎌ヶ谷市水害ハザードマップについて
（令和4年12月12日付け 市長への手紙 質問）
- 別紙9：（令和4年12月27日付け）市長への手紙（別紙8）への回答
- 別紙10：鎌ヶ谷市水害ハザードマップ作成調査業務委託の検査調書
- 別紙11：鎌ヶ谷市水害ハザードマップ作成調査業務 意見聴取について
- 別紙12：洪水ハザードマップ更新に係る打合せの復命書
- 別紙13：令和5年1月18日付け 公文書開示決定通知書（令和5年1月4日付け開示請求
ハザードマップ作製に関する仕様書）

※ 文章中の「ハザードマップ作製」は請求人の開示請求書での表記であり、公文書では「ハザードマップ作成」である。

・誰が（請求の対象となる職員）

令和3年3月25日支出の別紙1(1枚) 業務委託契約書の発注業務、及びその支出のための検査確認業務、並びに支出業務に携わった市長以下の職員全員。なぜなら不完全なハザードマップの配布により一部市民にはあるものの、新たに不安・心配が生じた（顕在化した）からです。更には現市長は令和3年7月には着任しており、直接業務委託契約にはかかわっていないものの「鎌ヶ谷市水害ハザードマップ編集・業務委託」には、直接かかわっているためです。つまり、市長が目指し力を注力している『災害に強い安全、安心なまちづくり』の実現を目指しています。」との整合性が全くとれていないためです。

・いつ、どのような財務会計上の行為又は怠る事実をおこなっているのか

1 点目

別紙1 業務委託契約書にかかる別紙2(2枚) 水害ハザードマップ作成調査業務委託の仕様書（以下、「仕様書」という。）の2業務の目的の「(略) 住民の避難行動がより円滑かつ適切に行えるよう、住民にとって分かりやすいハザードマップを作成するものとする。」を受けて受注者が作成し市に提出した、別紙3(1枚)「水害ハザードマップ作成の手引き概要」の改正のポイント第1章総説1.1水害ハザードマップのあり方「・水害ハザードマップは主に住民等の避難に活用されることを目的とし、第一に住民目線で作成されるべきもの」を最重点に作成されるべき水害ハザードマップであるにもかかわらず、一部地域ではあるが、別紙4から別紙9で明らかなどおり、完成・配布された水害ハザードマップでは住民等の避難に活用できない地域が存在しているためです。

本件杜撰な支出が行われた原因を考えてみました。最大の原因は別紙10(1枚) 検査調書にあると考えました。なぜならこの検査調書は名ばかりで、ご覧いただければ容易に理解できるとおり、記載されているのは委託業務を特定するための項目ばかりで、検査の内容と思われるものは「検査の所見」欄のみしか存在しません。しかもその内容は「契約書のとおり履行されたことを認める。」の一文のみで、具体的な項目の記載は一切なく何をどのように検査したかが全く不明です。これでは何をどのように検査したのか全く理解できません。

899万8千円もの金額を支出をする検査調書であれば詳細なチェック項目が必須です。本件に合わせて例示すれば、「住民の避難行動がより円滑かつ適切に行えるよう、住民にとって分かりやすいハザードマップとなっているか」です。更に言えば「住民等の避難に活用されるハザードマップとなっているか」・「学識経験者等からの意見聴取は結果は適当か」です。最低でもこの視点が必須なのです。

漫画的に表現すると、この検査調書では10階建てのビルの建設を発注に対し、階数が10階あることだけを確認して検査を終了しているようなものです。その結果、注文したとおりに①エレベーターはあるか、②照明が点灯するか、③部屋の間仕切り等々が行われているかの細かいチェックが全く行われていないのです。これでは検査調書とは言えませんし、検査は不能です。

検査調書が定められた様式だとしたら全く不適切です。すぐにでも客観的にどの

ような項目のチェックが行われたかが明確になるよう具体的な検査項目を記載して適否欄を設けたものに改めるべきと考えます。

2点目

別紙2仕様書の9の「学識経験者等からの意見聴取」を受け作成された別紙11（1枚）「鎌ヶ谷市水害ハザードマップ作成調査業務 意見聴取について」には「このハザードマップは住民の避難行動に活用できるか」との項目があるにもかかわらず、別紙7(5枚)3頁下からの6行目で明らかなおり「...明確な回答をいただいた記録はありませんでした。」としています。なお、「学識経験者等からの意見聴取」結果については別紙12（1枚）復命書で明らかなおり市長に直接報告されています。

- ・その行為又は怠る事実は、どのような理由で違法又は不当であるか

別紙2水害ハザードマップ作成調査業務委託の仕様書の2の業務の目的を満たしていない未完成品な水害ハザードマップを完成品として受納し、業務委託金額を全額支払ってしまったことです。

- ・それにより、どのような損害が生じているのか

未完成品な水害ハザードマップを完成品として受納し、業務委託金額を全額支払ってしまったことは公金の不正支出に該当し市民に損害を与えたものと認められるためです。そればかりか、鎌ヶ谷市役所の会計行政の信頼性を著しく損なっています。

加えて、不完全な水害ハザードマップが配布されたことにより、新たに避難に活用できない地域の住民に不安感を生じさせたためでもあります。

- ・どのような措置を請求するのか

当方は適切な避難場所が存在していない地域を2箇所指摘していますが、所詮は素人の指摘です。プロにより適切な避難場所が存在していない地域を明確にしたうえで、その避難場所が存在していない地域に相当する業務委託金額を算定し、これを受託者から返納させるとともに、関係した全職員に対し職務怠慢を理由とした厳しい処分と、適切な避難場所が存在していない地域の住民への謝罪文を鎌ヶ谷市報に掲載することを求めます。

加えて、本件不正支出の原因となった不適切な検査調書の改正も求めます。

- ・財務会計上の行為から1年を経過している場合は、その正当な理由

水害ハザードマップの配布を受けた時点から、当方の居住する地域の避難場所が存在であり不安を感じたため、別紙4（3枚）令和4年6月27日文書・別紙6（4枚）令和4年10月21日文書・別紙8（2枚）令和4年12月12日文書で市長に対しその旨と改善策を申し出ていたものの、別紙5（3枚）令和4年7月11日文書・別紙7（5枚）令和4年11月10日文書・別紙9（3枚）令和4年12月27日文書で明らかなおり誠意ある説明が行われなかったことから、公文書開示請求を行った結果、最終的には令和5年1月23日の開示請求で別紙13（1枚）のとおり不適切な支出を確認したためです。

第2 判断理由

法第242条第1項に基づく監査請求は、地方公共団体の長又は職員等による違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務負担があると認めるときは、これらの行為又は怠る事実によって当該地方公共団体が被った財産上の損害の補填のため又は損害を被ることを防止するための必要な措置を講ずべきことを請求することができるものである。

そして、違法又は不当な財務会計上の行為について、同条第2項では「当該行為があった日又は終わった日から1年を経過したとき」は、正当な理由がある場合を除き「これを行うことができない」と定めている。

この期間の制限の趣旨は、「たとえ違法・不当な財務会計上の行為であったとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るとしておくことが法的安定性を損ない好ましくない」（昭和63年4月22日最高裁第二小法廷判決（昭和62年（行ツ）76号）参照）ところにある。

「正当な理由の有無」については、特段の事情がない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものであるとした判例（昭和63年4月22日最高裁第二小法廷判決・判例時報1280号、平成14年9月12日最高裁第一小法廷判決・判例時報1807号）。

当該普通地方公共団体の一般住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて上記の程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなくても、監査請求をした者が上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される場合には、上記正当な理由の有無は、そのように解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものであるとした判例（平成14年10月15日最高裁第三小法廷判決・判例時報1807号）。

そして、「相当な期間内」に監査請求をしたか否かについては、昭和59年10月中旬までには公金を違法又は不当に支出したことが明らかになったことについて、4か月あまりを経過した昭和60年3月8日になってはじめて監査請求を行った事案につき法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」があるということとはできないとした判例（昭和63年4月22日最高裁第二小法廷判決・前出）、平成元年12月12日及び13日に新聞報道によって不明朗な支出であることが指摘されていたことについて、84日を経過した平成2年3月7日にはじめて監査請求を行った事案につき相当な期間内に監査請求をしたものということとはできないとした判例（平成14年9月12日最高裁第一小法廷判決・前出）などがある。

本件請求は、鎌ヶ谷市水害ハザードマップ作成調査業務委託（以下「本件契約」という。）の成果品が仕様書の内容を満たしていないにもかかわらず業務委託金額全額を支払っており、本件契約への支払行為に違法性又は不当性があるとしている。

しかし、本件請求において、請求人は契約金支払日を令和3年3月25日としており、財務会計上の行為があった日又は終わった日から1年とすると既に監査請求期間を徒過している。

このことについて請求人が監査請求期間を徒過した「正当な理由」として、令和5年1月23日にハザードマップ作製に関する仕様書の開示を受けて初めて内容を確認したためと主張しているため、この点について検証する。

まず請求人が契約支払日としている令和3年3月25日は、本件契約の検査調書に記載されている検査日であり確たる契約支払日とはいえない。しかしながら、令和3年3月25日に本件契約の検査をしていることから、令和2年度会計の出納整理期間終了日である令和3年5月31日までの間に支出していることは推定できるため、住民監査請求を行った令和5年2月13日の時点では監査請求期間である1年間を超えていることは明らかである。次に請求人は、財務会計上の行為があった日又は終わった日から1年を徒過している正当な理由として、令和5年1月23日にハザードマップ作製に関する仕様書の開示を受け確認したためとしている。しかるに請求人は、水害ハザードマップの配布を受けた時点から居住する地域の避難場所が不存在であり不安を感じたため、令和4年6月27日以降3回にわたって文書により市長に対しその旨と改善策を申し出ており、最初の申出である令和4年6月27日の申出に対して令和4年7月11日に説明を受けているとしている。

前述の判例を基に検証すると、令和4年6月27日に文書により市長に対して居住する地域の避難場所が水害ハザードマップには不存在である旨と改善策を申し出て、その説明を受けた令和4年7月11日の時点では、遅くとも、請求人は本件を知ることができたとするのが適当である。さらに付け加えるなら、請求人は水害ハザードマップの配布を受けた時点から居住する地域の避難場所が不存在であり不安を感じたとしているため、配布を受けた時点で既に公文書開示請求等の調査をすることができたといえる。

このことから、本件請求は、請求人が本件を知ることができた日から少なくとも7か月以上経過しているため、判例における「相当の期間内」に監査請求したものとはいえず、監査請求期間を徒過したことに正当な理由があるとは認められない。

以上のことから、本件請求は、監査委員の合議により、法第242条第2項に規定する住民監査請求の要件を具備していないと認められ、却下が相当と判断する。